

令和6年第2回臨時会

# 長野原町議会会議録

令和6年5月10日 開会

令和6年5月10日 閉会

長野原町議会

## 令和6年5月第2回長野原町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (5月10日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告	6
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議員派遣について	22
○閉会の宣告	23
○署名議員	25

長野原町告示第82号

令和6年5月第2回長野原町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月23日

長野原町長 萩原睦男

- 1 招集期日 令和6年5月10日
- 2 招集場所 長野原町議会議場
- 3 付議事件
  - (1) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）
  - (2) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）
  - (3) 財産の取得について（除雪ドーザーの購入について）
  - (4) 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定について
  - (5) 工事請負契約の締結について（応桑小学校改修工事）

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 杉崎能久君  
3番 土屋匡君  
5番 星河明彦君  
7番 入澤信夫君  
9番 浅沼克行君

2番 湯本宗一君  
4番 萩原広美君  
6番 富澤重男君  
8番 黒岩巧君  
10番 牧山明君

不応招議員（なし）

第 2 回 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

## 令和6年5月第2回長野原町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和6年5月10日(金曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(長野原町税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第 6 議案第 1号 財産の取得について(除雪ドーザーの購入)
- 第 7 議案第 2号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 3号 工事請負契約の締結について(応桑小学校改修工事)
- 第 9 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(10名)

1番	杉崎能久君	2番	湯本宗一君
3番	土屋匡君	4番	萩原広美君
5番	星河明彦君	6番	富澤重男君
7番	入澤信夫君	8番	黒岩巧君
9番	浅沼克行君	10番	牧山明君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原 睦男 君	副町長	梶野 寛丈 君
教育長	小林 敦子 君	総務課長	唐澤 正人 君
未来ビジョン 推進課長	佐藤 忍 君	町民生活課長	本田 昌也 君
出納室長	矢野 今朝治 君	税務課長	土屋 猛 君
農林課長	佐藤 信利 君	建設課長	清水 洋介 君
上下水道課長	篠原 博信 君	教育課長	萩原 喜隆 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	野村 一義	書記	高橋 里香
------	-------	----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和6年5月第2回長野原町議会臨時会を開会します。

---

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において6番、富澤重男君、7番、入澤信夫君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（黒岩 巧君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。会期は、去る4月23日開催の議会運営委員会において協議の結果、本日1

日を予定したところでございます。会期は本日1日とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思ひます。

---

### ◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、諸報告は、議会運営委員会、災害対策特別委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、浅沼克行君。

〔議会運営委員会委員長 浅沼克行君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（浅沼克行君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、下記事項について協議したので報告いたします。

#### 記

1. 委員会開催日時 令和6年4月23日（火）午前9時50分より

2. 出席者 ご覧いただきたいと思ひます。

3. 協議事項

（1）5月議会臨時会の日程について

会期 令和6年5月10日（金）、会期1日間とした。

（2）全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日5月10日（金）、本会議前）

（3）議事日程及び会期日程表、提出案件について

議事日程及び会期日程表、提出案件 提案のとおり了承した。

（4）議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

（5）その他

1) 当面の行事予定等について

予定表のとおり了承した。

2) 令和6年6月議会定例会の開催について

- ・議会運営委員会 令和6年5月22日(水)
- ・6月議会定例会 初日 6月4日(火)、二日目 6月14日(金)とした。

3) 議員派遣

○群馬県未来構想フォーラム

日時 令和6年5月14日(火) 16時30分から

場所 中之条町

参加することです承した。

4) その他

軽装について協議し、1年を通じてネクタイを着用しなくてもよいこととする。

4. 閉 会 (午前10時30分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(黒岩 巧君) 議会運営委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたら、お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒岩 巧君) 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終結します。

次に、災害対策特別委員会の報告を求めます。

副委員長、富澤重男君。

[災害対策特別委員会副委員長 富澤重男君 登壇]

○災害対策特別委員会副委員長(富澤重男君) 議長の指名により、委員長に代わって災害対策特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、次の事項について協議したので報告します。

記

1. 委員会開催日時 令和6年3月19日(火) 午後3時から
2. 出席者 ご覧いただきたいと思っております。

### 3. 協 議 事 項

自主避難計画策定について

### 4. 協 議 結 果

地域の異変に気づきやすいのは住んでいる地域住民、また、要注意箇所を知っているのも地域住民。地域住民が決めた避難ルールで避難行動を促進する。そのため、住民懇談会を開催し、住民主体の避難計画の作成を行う。その最終目標は、地域に残る災いをやり過ごす知恵を生かした住民主体の避難体制づくりである。

現在、自主避難策定済みは4地区（羽根尾区、長野原区、坪井下地区、横壁区）。避難計画策定を了承していただくことに時間を要するのが現在の課題。自主避難5か年計画を基に、地域住民の代表である議員が協力し、計画策定に向け進めていくこととする。

5. 意 見 交 換 後ほどご覧いただきたいと思います。

6. 閉 会（午後3時23分）

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（黒岩 巧君） 災害対策特別委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、災害対策特別委員会の報告を終結します。

次に、例月出納検査の報告でございますが、配付のとおり監査委員より報告書の提出がありましたので、ご覧いただければと思います。

最後に、議会活動報告、行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思ます。

---

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第4、承認第1号 専決処分承認を求めることについて（長野

原町税条例の一部を改正する条例制定について)を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第1号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分  
の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に交付され、同年4月1日から施行  
となるため、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がな  
いことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第  
3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜ります  
ようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（土屋 猛君） それでは、承認第1号 長野原町税条例の一部を改正する条例制  
定に係る専決処分についてご説明いたします。

町長の説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、  
同年4月1日から施行となりましたが、関連しまして、本町の税条例も一部改正する必要が  
生じたので、専決処分にて対応させていただき、公布をいたしました。

主な改正内容は、令和6年能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の特例措置の規定  
の追加及び令和6年度個人住民税の特別控除の規定の追加です。

2ページは専決処分書、3ページから16ページまでが改正文となっております。

17ページから新旧対照表となっておりますので、こちらでご説明いたします。

向かって左側が現行、右側が改正後でございます。また、改正箇所には下線がついており  
ます。

17ページの第1条、改正規定では、附則第5条の2第1項から18ページの第3項にかけて  
は、能登半島地震災害の個人住民税の雑損控除の特例規定を追加しております。

附則第6条では、法附則第4条の4の新設に合わせて、引用の項ずれを改正しております。

19ページの第2条、改正規定では、第51条の第2項町民税の減免規定では、後段にただし  
書を追加し、職権による減免規定を追加しています。

第3項は、文言の改正です。

第71条の第2項では、固定資産税の減免規定で、後段にただし書を追加し、職権による減免規定を追加しています。

次ページ、20ページ、第3項は、文言の改正です。

第139条の3第2項、特別土地保有税の減免では、後段に同様の減免規定の追加となっております。

附則第7条の5第1項では、21ページの第2項にかけて、令和6年分の個人住民税特別控除に係る規定の追加になります。前年度所得が1,805万円以下の所得割の納税義務者を対象とする規定の追加と、寄附金控除などの各控除を適用した後に特別控除を改正する追加となります。

21ページの中段の第7条の6第1項からは、住民税特別控除後の適用額を納税通知書に記載する特例の整理のための改正となります。

第1号から23ページの第4号にかけては、納税通知書に記載する各納期の納付額について規定したことになります。下段の第2項では、会社などを退職し、給与の特別徴収から普通徴収に変更になった場合は、前項の規定は適用しない規定を設けております。

23ページの最下段、括弧書きの見出しから24ページ、附則第7条の7第1項第1号から27ページの第5号及び第2項までは、普通徴収と公的年金の特別徴収がある個人の住民税の納付額について、特別控除を規定したものです。

28ページの第3項第1号から29ページの第4項までは、公的年金の特別徴収の方の特別税額控除の方法について規定した条項の追加になります。

29ページの下段の第5項では、特別徴収の納付方法でなくなった場合は、各項の規定を追加しない条文を追加しています。

附則の7の8第1項では、同一生計配偶者で控除対象外の配偶者を有している場合の特例について規定しています。

30ページの附則第8条の第2項及び第3項では、特別控除の算定に用いる所得割の額について、肉用牛の売却による事業所得の適用後のものとなるように規定したものです。

附則第10条の2では、31ページの第14項から第19項までは、地方税法附則第15条の改正に伴う条文中の項ずれを反映したことになります。

第21項では、改正前の第21項本文中、法附則第15条第32項の規定が削除されたことに伴い、改正後では、第22項以降が1項ずつ繰り上がりの項ずれを反映しております。

32ページの中段の第10条の3第3項では、新築された認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合も適用を認める規定の追加となります。

1項第3項が追加されたことに伴い、第4項以降、34ページの改正後第15項までは、1項ずつ繰り下がりの項ずれを反映しています。

34ページの最下段、附則第11条の見出しから39ページの附則第15条までは、固定資産税の特例規定の年度更新の改正となります。

40ページの第16条の3第3項第5号から44ページの附則第20条の3第5項第5号までは、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式や土地等の譲渡に係る事業所得等も含めるため、各条項に第5項を追加する改正規定となります。

また、今回の一部改正の施行につきましては、附則を設けております。

15ページの下段にお戻りください。

附則の第1条では、施行期日を令和6年4月1日と規定しております。

なお、ただし書で第1条の改正規定につきましては、地方税法の一部改正の法律（令和6年法律第2号）の公布及び施行が6年2月21日の施行だったため、施行日を遡及適用しております。

第2条第1項では固定資産税に関する経過措置と、第2項で従前規定を設けています。

なお、今回の改正の概要につきましては、45ページ、ページが飛んで申し訳ないんですが、45ページから47ページに概要を記載しておりますので、後でご確認ください。

また、今回の改正では、主に個人住民税の特別税額控除の規定の追加となっておりますが、内容については、48ページの個人住民税の定額減税についてをご覧ください。

今回の改正では、主に特別減税後の徴収の方法について、追加の規定を設けています。例えば、①の給与所得に係る特別徴収では、通常6月から翌年5月までの12か月で住民税を徴収しますが、6月は徴収せずに、7月から11か月分で差し引いて、ならして徴収することとしております。

②普通徴収では、6月に定額減税を実施して、引き切れなかった場合は第2期、第3期から行うこととしております。

③年金所得のみの方につきましては、10月の本算定から定額減税を実施し、引き切れない場合は、12月より順次減税していく方法を規定しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

10番、牧山明君。

○10番（牧山 明君） 今回の改正で、金額的にどのくらい減額等、そういうものが発生するのか、その辺のところを教えてください。全体でいいです。

○議長（黒岩 巧君） 税務課長。

○税務課長（土屋 猛君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

今は課税時期で、正確な数字はまだちょっとあれなんですけれども、予算書ベースでは、一応3,200人ほどが対象で、3,000万円ほどは減額、予算書ベースで見込んでおります。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかにございますか。

5番、星河明彦君。

○5番（星河明彦君） 45ページ、一覧でまとめてもらったやつです。第51条、71条、139条の3、職権による減免を可能とする規定の追加をしている理由を教えてください。

○議長（黒岩 巧君） 税務課長。

○税務課長（土屋 猛君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、災害時など被災者が申告できない状況でも、職権でできるように追加規定したもので、あくまで申告によることは変わらないんですけれども、災害時などの特別な場合を考慮して、宥恕規定というんですかね、を設けたものになります。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。

○5番（星河明彦君） 具体的にはどういうことですか。例えば、被災された方が申請ができないから、町長が見て、この人は被災されているから減免しましょうということですか。

○議長（黒岩 巧君） 税務課長。

○税務課長（土屋 猛君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

そのとおりなんですけれども、被災地において被災者が申告できない場合につきましては、職員が、明らかにこちらについては減免が適用されるというものであれば、うちのほうで職権による減免規定を適用するものになっております。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。

○5番（星河明彦君） その判断基準というのは、きちんとされているということによろしいんですか。今からそろえていくということですか。

○議長（黒岩 巧君） 税務課長。

○税務課長（土屋 猛君） 星河議員のご質問にお答えします。

そちらにつきましては、総務省の定める基準がありまして、そちらにのっとってやらせていただくことになると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 承認第2号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に交付され、同年4月1日から施行となるため、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜われます

ようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（土屋 猛君） それでは、承認第2号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分についてご説明いたします。

町長の説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行となりましたが、関連しまして、本町の国民健康保険税条例も一部改正する必要が生じたので、専決処分にて対応させていただき、公布をいたしました。

2ページが専決処分書、3ページは改正文、4ページからは新旧対照表となっておりますので、こちらでご説明いたします。

向かって左側が現行、右側が改正後でございます。また、改正箇所には下線がついております。

第2条第3項のただし書中、後期高齢者支援金等課税限度額を22万円から24万円とする限度額の引上げの改正を行っております。

第23条第1項では、本文中の後期高齢者支援金等課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものでございます。

第2号では、軽減判定所得の基準を5割軽減では29万から29万5,000円へ拡大させ、第3号の2割軽減では、軽減判定所得の基準を53万5,000円から54万5,000円に拡大させる改正となります。

なお、今回の一部改正につきましては、施行期日の附則を設けております。

3ページにお戻りください。

第1項の施行期日につきましては、令和6年4月1日から、第2項の適用区分では、従前規定を設けております。

なお、参考ですけれども、後期高齢者支援金等課税限度額の限度額対象者の世帯数につきましては、令和5年度課税では16世帯が対象となっております。5割軽減対象者につきましては115世帯、2割軽減対象者につきましては95世帯の方が、令和5年度課税の軽減対象となっております。

また、参考に、7ページには改正の概要、8ページには今回の改正のイメージ図をつけていますので、後でご覧いただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第2号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第6、議案第1号 財産の取得について（除雪ドーザーの購入）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 除雪ドーザーの購入に係る財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

降雪による町道の除雪作業を安全かつ迅速に行うため、町が所有する除雪車のうち、老朽化が著しい2台について更新するものであります。購入する除雪車は、8トン級の除雪ドーザー2台で、取得金額は2,596万円、契約の相手方は、北関東TCM株式会社前橋営業所所長、猪熊学でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜われます

ようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（清水洋介君） 議案第1号 財産の取得について（除雪ドーザーの購入）につきましてご説明申し上げます。

取得金額並びに契約の相手方につきましては、町長の説明のとおりでございます。

入札につきましては、去る4月26日に実施いたしました。指名業者は、建設機械メーカー及び落札実績のある5社を選定いたしました。取得する除雪車は、8トン級除雪ドーザー、日立ZW100-6、2台でございます。

8トン級の選定につきましては、更新を予定している現在の車種と大きさを同等とし、また、除雪作業している町道の幅員等も考慮して選定いたしました。車両の保証につきましては、納車後1年間でございます。修理や点検等においては、建設機械専門業者でありますので、迅速な部品調達や修理等の適切な対応ができるものと考えております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

除雪ドーザーの仕様、除雪の作業範囲を記載した資料になります。上段の表につきましては、除雪ドーザーの主な仕様となっております。下の図面につきましては、今回更新する除雪車の作業範囲を記載いたしました。1台は応桑地区、もう一台は北軽井沢地区の更新となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） ちょっとお伺いしますけれども、新しいドーザーを2台購入ということなんですけれども、以前のもも、老朽化してということなんですけれども、長野原町全体でドーザーの数というのは何台あるのか、使用可能なものが何台あるのか。そして、年間、維持管理でかなりかかると思うんですけれども、維持管理費というのはどのくらいかかっているのかお伺いします。

○議長（黒岩 巧君） 建設課長。

○建設課長（清水洋介君） 浅沼議員の質問についてお答えいたします。

現在の除雪車の数ですけれども、全部で10台ございます。ドーザーが5台、グレーダーが1台、ミニローダーが2台、大型ロータリー車が1台、小型ロータリー車、県より貸与して

いる小型ロータリー車ですけれども、1台ございます。

2番目の除雪車の年間維持管理費用ですけれども、今回更新する2台につきましては、やはり老朽化、30年以上の重機でございますので、平均で約50万円ほど年間でかかっております。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかにございますか。

7番、入澤信夫君。

○7番（入澤信夫君） このドーザー、下取りに出すと思うんですけれども、下取りの値段とかはあるんですか。

○議長（黒岩 巧君） 建設課長。

○建設課長（清水洋介君） 古い除雪車ですけれども、今回、除雪車を2台生産するのに、おおむね9か月から10か月程度かかることから、今シーズンは納車まで、現在の除雪車を使用する予定でございます。ですので、今年度中に処分や売払い等も含め、協議・検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第1号について、起立により採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、起立により採決します。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黒岩 巧君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第7、議案第2号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、中小企業者の返済負担軽減のため、借換え制度を引き続き継続し、資金繰りを支援するため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 議案第2号 長野原町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、先ほどの町長の提案のとおり、中小企業者の返済負担軽減のため、借換え制度を引き続き継続し、資金繰りを支援するため、本条例制定をお願いするものでございます。

次のページをご覧ください。

こちらが改正文でございます。

次のページをご覧ください。

新旧対照表でございます。こちらでご説明いたします。

表中の左側が現行、右側が改正後でございます。また、改正箇所にはアンダーラインが引いてございます。

改正後をご覧ください。

附則第3項の借換え制度の期間について、令和6年度も引き続き継続して資金繰りを支援するため、令和6年3月31日を令和7年3月31日に改めるものでございます。

前のページへお戻りください。

附則として、本条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用させていただく  
のでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第8、議案第3号 工事請負契約の締結について（応桑小学校改  
修工事）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 応桑小学校改修工事に係る工事請負契約の締結について、  
提案理由のご説明を申し上げます。

当該工事につきましては、学校統合に伴い、今年3月に閉校し、空き校舎となった応桑小  
学校を利活用するため、改修整備を実施するものでございます。

契約の目的は長野原町応桑小学校改修工事、契約金額は1億4,850万円、契約の相手方は、  
株式会社グランドリサーチ竹内組代表取締役、竹内春三でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご議決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

9番、浅沼克行君。

○9番（浅沼克行君） この1億4,850万円なんですけれども、先ほどの図面を見せてもらった中であれしますと、これからかかる工事がかなりまだありますよね。外構のあれですとか、あると思うんですけれども、それ全体としては、今後の見込みとしては、これ以外にどのくらいかかる予定でいるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 浅沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、今回は建物の建築のほうの改修工事ということで出させていたでいております。

そのほかは、既に議員の皆様にはご説明させていただいておりましたが、内部の改修の部分ですね。置き家具ですとか造作家具、サイングラフィック等々、工事がこれから入ってまいります。こちらのほうも含めまして、あと、その他備品、備品工事も含めまして、予算ベースで約2億8,000万円ほどになっておりますので、今後そちらのほうも進めていくことになると思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） ありがとうございます。

2億8,000万円ぐらいかかるということなんですけれども、その時期的、全体のものが完成する時期的なものは、どのくらいの時期になるのかお伺いします。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 浅沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

建物の工事、今回の契約の工事につきましては、現在、年内を予定しております、内部の改修も入りますので、3月末日までには完成し、4月に入りオープンできるよう目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） 今課長が言ったのは、1億4,850万円の件ですよね。その他全体のものとしては、いつ頃が、全ての完成時期はどのくらいかなと。

- 議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。
- 未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 完成の時期でございますが、全ての工事を年度内に終了したいと考えております。よろしくお願いたします。
- 議長（黒岩 巧君） よろしいですか。
- ほかにございますか。
- 2番、湯本宗一君。
- 2番（湯本宗一君） 応桑小学校の改修工事の中で、グランドリサーチ竹内組を選定した、契約したポイントといたしますか、一番の理由はどんなことでしょうか。
- 議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。
- 未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 湯本議員のご質問にお答えさせていただきます。
- 今回、入札につきましては、一般競争入札ということで、指名ではございませんでした。一般競争入札で入札公告を行いまして、先ほど申し上げましたが、5社の参加がございました。そして、入札書を入れていただき、最低金額の落札者ということで今回決定したものでございます。よろしくお願いたします。
- 議長（黒岩 巧君） よろしいですか。
- ほかにございますか。
- 5番、星河明彦君。
- 5番（星河明彦君） さしつかえなければ、入札の予定額は、どのくらいだったのか。未来ビジョン担当ですけれども、積算されたのは未来ビジョンでされたのか、教えて下さい。
- 議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。
- 未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 今回の工事につきましては、昨年度の予算の中で設計の委託をいたしました。設計会社による積算を行いまして、役場のほうで内部で確認をさせていただきます、今回の入札となっております。
- 金額につきましては、落札比率でいきますと、約99%という形になっております。よろしくお願いたします。
- 議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。
- 5番（星河明彦君） 設計会社のほうで積算してきたと。それを未来ビジョンのほうで確認したと。それは、そういった力量のある方がやられているということでよろしいですか。
- 議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。
- 未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 積算システムのほうもございますので、建設課にご

ございますので、そちらの比較、それとあと、設計業務の委託につきましては、見積りを取ったところは見積比較表もつけていただいておりますので、そちらのほうの確認をさせていただいております。過大なものについては、確認をしながら、質問をしながら設計を上げておりますので、そこらの辺は確認しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第3号について、起立により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、起立により採決します。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒岩 巧君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（黒岩 巧君） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

本件は、群馬県が主催する群馬県未来構想フォーラムへの参加について、議員派遣の議決を求めるものであります。目的、期日等、配付のとおり計画をしております。

特に質問がありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

お諮りします。議員派遣の件については原案のとおり実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、議員派遣することに決定しました。

以上で、本臨時会に付議された案件は議了しました。

お諮りします。本議会の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして、令和6年5月第2回長野原町臨時会の日程の全てを終了しました。

臨時会を閉会とします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

長野原町議会議長 黒 岩 巧

署 名 議 員 富 澤 重 男

署 名 議 員 入 澤 信 夫